

# 審査要項

## 1 目的

防府市制施行90周年記念 開設77周年記念競輪テレビCM制作・放映広告に係る企画競争の審査は、この要項により行うものとする。

## 2 審査の方法

- (1) 企画競争の審査について、書面審査は選定委員会事務局、第2回選定委員会（プロポーザル）は選定委員会委員により審査を行う。
- (2) 審査員は、提案者からヒアリングを実施した上で、評価を行う。

## 3 審査員

審査員は、下記5名をもって充てる。


## 4 審査基準

- (1) 評価の標準点数は、原則、次のような6段階とする。

評価の標準	点数化の方法
提案が非常に優れている	5点
提案が優れている	4点
提案が標準的である	3点
提案が標準を下回る	2点
提案が標準をかなり下回る	1点
評価できない	0点

※項目ごとに倍率を設定し、各配点を設けるものとする。

※「業務実績」については、上記審査基準とは別で設けるものとする。（別表のとおり）

※「適正価格」については、別表に記載した計算式をもって算出した数値を評価点とする。

- (2) 審査は、上記(1)の評価の標準を基とした、別紙審査評価基準により評価する。

## 5 基準点の設定

- (1) 別表「防府市制施行90周年記念 開設77周年記念競輪テレビCM制作・放映広告に係るプロポーザル審査評価基準」の評価項目のうち、提案評価の「2 企画・提案」で書面審査及び第2回選定委員会実施（プレゼンテーション）において基準点を設定する。
- (2) 上記審査項目において、審査員の得点の合計点数が基準点に満たない企画提案の場合、当該提案者は、失格とする。
- (3) 基準点（審査員合計）は、書面審査及び第2回選定委員会実施（プレゼンテーション）ともに280点とする。